

○ 農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件及び推定事故率等について（平成27年8月28日27経営第1335号農林水産省経営局金融調整課長通知）の一部改正・新旧対照表

（傍線部分は改正箇所）

改正後（新）	現 行（旧）																		
<p>2 実施要綱第3の1、第3の2の（2）及び（3）の事業に関する要件 ①・② （略）</p> <p>③ 令和元年台風第19号による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長（令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年10月18日政令第129号）で定める地区に限る。）から受けたもの <u>（令和2年度までに保証契約を締結したものに限る。）</u></p> <p>④ 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表（別記様式1）で融資機関が確認できたもの</p> <p>⑤ 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画（別記様式2）を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できたもの</p> <p>⑥ （略）</p> <p>3 実施要綱第3の1の①及び第3の2の（2）の①に規定する算式に適用する推定事故率及び推定回収率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象の区分</th> <th style="text-align: center;">推定事故率</th> <th style="text-align: center;">推定回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">記の2の④ 実施要綱第2の1の（1）の資金</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;"><u>58.0%</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象の区分	推定事故率	推定回収率	（略）	（略）	（略）	記の2の④ 実施要綱第2の1の（1）の資金	（略）	<u>58.0%</u>	<p>2 実施要綱第3の1、第3の2の（2）及び（3）の事業に関する要件 ①・② （略）</p> <p>③ 令和元年台風第19号による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長（令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年10月18日政令第129号）で定める地区に限る。）から受けたもの</p> <p>④ 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表（別記様式1）で融資機関が確認できたもの <u>（実施要綱別表の6及び7に限る。）</u></p> <p>⑤ 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画（別記様式2）を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できたもの <u>（実施要綱別表の8に限る。）</u></p> <p>⑥ （略）</p> <p>3 実施要綱第3の1の①及び第3の2の（2）の①に規定する算式に適用する推定事故率及び推定回収率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象の区分</th> <th style="text-align: center;">推定事故率</th> <th style="text-align: center;">推定回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">記の2の④ 実施要綱第2の1の（1）の資金</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;"><u>57.0%</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象の区分	推定事故率	推定回収率	（略）	（略）	（略）	記の2の④ 実施要綱第2の1の（1）の資金	（略）	<u>57.0%</u>
対象の区分	推定事故率	推定回収率																	
（略）	（略）	（略）																	
記の2の④ 実施要綱第2の1の（1）の資金	（略）	<u>58.0%</u>																	
対象の区分	推定事故率	推定回収率																	
（略）	（略）	（略）																	
記の2の④ 実施要綱第2の1の（1）の資金	（略）	<u>57.0%</u>																	

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

4 実施要綱第3の2の(1)の事業に関する要件

①～⑥ (略)

⑦ 令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの(令和2年度までに保証契約を締結したものに限る。)

(削る)

⑧ 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表(別記様式1)で融資機関が確認できたもの

⑨ 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画(別記様式2)を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できたもの

⑩ (略)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

4 実施要綱第3の2の(1)の事業に関する要件

①～⑥ (略)

⑦ 令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの

⑧ 令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの

⑨ 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表(別記様式1)で融資機関が確認できたもの(実施要綱別表の6及び7に限る。)

⑩ 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画(別記様式2)を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できたもの(実施要綱別表の8に限る。)

⑪ (略)

附 則(令和3年3月29日2経営第3436号)  
この通知の改正は、令和3年4月1日から施行する。